

長浜市総合防災マップ作成等委託業務仕様書

第1章 総則

(業務内容)

第1条 本業務は、滋賀県が新たに作成・公表した洪水浸水想定区域及び、土砂災害（特別）警戒区域等を踏まえ、既存の長浜市総合防災マップ（以下「防災マップ」という。）の更新及び統合を行い、住民等が本市において想定すべき災害を把握し、風水害時及び地震災害対策の情報を理解するため、各種防災情報を表示したハザードマップの作成を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、長浜市（以下「発注者」という。）が実施する防災マップ作成等委託業務（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

(準拠する法令・指針等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- ・ 災害対策基本法
- ・ 災害救助法
- ・ 水防法
- ・ 河川法
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・ 防災基本計画
- ・ 滋賀県地域防災計画
- ・ 長浜市地域防災計画
- ・ 各ハザードマップ作成の手引き
- ・ 長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ その他関係法令、通達等

(業務期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 担当技術者届

- (4) 技術者経歴書
- (5) 工程表
- (6) 業務完了届
- (7) 業務目的物引渡書
- (8) その他必要書類

(貸与資料)

第6条 本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。また受注者が借り受ける場合、借用書を作成するとともに責任をもって管理するものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域 (shape形式)
- (2) 土砂災害想定区域 (shape形式)
- (3) 避難所一覧
- (4) その他必要とされる情報

(打合せ協議)

第7条 受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録を作成し発注者の承認を得なくてはならない。また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとする。

(費用負担)

第9条 本業務で作成した防災マップにおける地図利用にかかる著作権及び使用ライセンス、複製使用料については、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第10条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(損害の賠償)

第11条 受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。

(成果品の瑕疵)

第12条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

(疑義)

第13条 本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し解決を図るものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第14条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 地図面の作成方針の検討
- (4) 啓発記事面の作成方針の検討
- (5) 版下の作成・校正
- (6) 印刷・製本
- (7) ホームページ掲載用データの作成
- (8) WEB版防災マップの更新

(計画準備)

第15条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(防災マップの作成)

第16条 防災マップ作成については以下仕様とする。

- (1) 形態：A4冊子物（中綴じ）
- (2) 数量：50,000部
- (3) 総頁数：76頁（表紙を含む）
 - ・防災情報地図 50頁程度
 - ・防災情報記事 22頁程度
- (4) 刷色：全頁4色
- (5) 紙質：表紙マットコート紙菊判76.5kg、本文マットコート紙菊判48.5kg

- (6) 防災情報地図：掲載する背景地図内容については、縮尺1/10,000～1/25,000程度で全ての家形の形状が確認できるものとし、また隣接する自治体に関しても、同様に詳細な背景地図にて、接続された状態での作成を行い掲載すること。また以下の内容に対応すること。
- ・家屋を含むほぼ全ての建物が家形枠で表記されていること。
 - ・ほぼ全ての道路（有料道路、一般国道、県道、私道、農道等）が、現況に沿った幅で表現されていること。
 - ・等高線、地形形状等、河川、沼地（ため池を含む）等が記載されていること。また、確認可能な用水路、細流等が記載されていること。
 - ・隣接自治体が含まれる場合は空白とせず、同等の内容及び条件で、接続された状態で掲載すること。
 - ・使用する背景地図には、最新の公開地図情報を使用し、必要に応じて現地確認を実施すること。
 - ・防災情報については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所等を発注者より第6条の貸与資料をもとに記載する。
 - ・第6条の貸与資料以外、防災マップに記載する目標物等（警察署、消防署、医療施設、アンダーパス、交差点名称等の主要な目標物）については発注者と受注者が協議の上決定するが、原則受注者が資料及び情報を準備するものとする。

(7) 啓発情報記事

- ・啓発情報記事面については、掲載する項目を災害ごと（土砂・河川浸水・地震等）に整理し、日頃からの災害への備えや避難所一覧などを含めた掲載すべき情報を監督職員と協議の上決定する。なお、それぞれの情報はイラストや図表を多用し、極力大きな文字フォントにするなど、高齢者や色覚弱者に配慮した色表現とし、分かりやすい内容とすること。
- ・令和8年5月29日より変更となった防災気象情報について掲載すること。
- ・資料収集整理をもとに発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。

(ホームページ掲載用データの作成)

第17条 防災マップの全頁のデータを、長浜市のホームページ掲載するため、インターネットにて閲覧可能なPDF形式等による公開用データを作成するものとする。

(WEB版防災マップの更新または新規作成)

第18条 住民及び通勤・通学者、旅行者等が容易にハザード情報を閲覧できるように、長浜市WEB版防災マップを以下のように制作するものとする。なお、長浜市WEB版防災マップは、現在運用中のシステムにおいて必要な情報を最新の状態へ更新することを想定しているが、下記条件を満たすことで同等の成果物を得る場合は、新規システム構築を成果品として認めるものとする。

- (1) 背景地図に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所等の発注者が指定する情報を表

示すること。ハザード凡例種別毎のレイヤーが重畳された形で表示された上で、閲覧者の選択によりレイヤーの表示の切り替えを可能とすること。ただし、運用上のレスポンス状況により、初期表示時におけるレイヤー設定の変更及びレイヤーを種別ごとに統合し、カテゴリ化する検討を行うこと。なお、色表現については、紙媒体と同等の表現であることを原則とする。

- (2) ハザード情報について、適宜データ変換等により配信するための背景地図上に展開、反映し、近隣避難所など地図上に展開された周辺施設の詳細情報を確認できること。また、避難所情報については、詳細情報として、施設名称・住所・電話番号を保有すること。
- (3) 背景とする地図には以下条件を満たす配信地図サービスを利用するものとする。
 - ・配信地図サービスは地図情報が定期的に自動更新されることとする。
 - ・配信地図サービスで利用する長浜市内の地図は、第16条(6)に記載がある同等の情報(道路や家屋情報等)を有することとする。
 - ・配信地図の利用に関して費用がかかる場合は受注者負担とする。
- (4) パソコン及びスマートフォンやタブレット等の携帯端末のいずれにも対応することとし、ブラウザでの閲覧のみでアプリケーションのインストールは不要とする。
- (5) 閲覧者の長浜市内での現在地が確認できるようなGPS機能を有するものとする。
- (6) 地図の縮尺は閲覧者が操作できることとする。
- (7) 住所検索については、利用者がピンポイントで検索が出来る様に大字・小字・番地・号(枝番)まで入力し、検索特定できる住所検索機能を有すること。またその機能は住居表示地区以外や隣接自治体においても同様に枝番まで検索特定できるものとする。

第3章 検査及び納品

(中間承認)

第19条 受託者は、業務の進捗に合わせて以下の段階ごとに成果案を作成し、発注者の確認および書面(またはメール等)による承認を受けなければならない。

- (1) 元データ(ベースマップ・浸水想定等)の策定段階: 地図構成、色分けのルール、凡例、記載項目の方針
- (2) 校正段階: 校正紙による誤字脱字、地名、施設名の照合
- (3) 最終校了段階: 印刷・公開用の最終データ

※受託者は、前項の承認を得るまでは、次の工程(印刷発注、ホームページへのアップロード等)に着手してはならない。

※(3)については、令和9年2月末までに承認を得ること。

(納品方法及び時期)

第20条 前条の承認を得たデータについて、以下のとおり納品すること。

- (1) 防災マップ(紙媒体)・・・自治会発送分

自治会ごとに指定部数で仕分けし、ビニール紐で十字掛けにして納品すること(50部)

以上の自治会は必ず50部単位に分けること。ただし、残部数が5部以下の場合は除く。

(2) 防災マップ（紙媒体）…自治会発送分以外

50部単位で梱包し、梱包された袋等に①「防災マップ」の明記、②部数について記載すること。

(3) 防災マップ原稿（PDF・Ai）…一式

(4) ホームページ掲載用PDFデータ…一式

(5) WEB版防災マッププログラム…一式

※（1）（2）については、市が日時及び場所を別途指示する。

※（3）（4）（5）については、CD-ROMに格納し、履行期間までに防災危機管理局執務室へ納品すること。